

平成29年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、3枚あります。3枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民法】

解答はすべて解答用紙の所定欄に記入しなさい。

【第1問】 次の各問いの( )に入る言葉を答えなさい。なお、同一番号には同じ言葉が入るものとする。(各4点×10問)

- (1) ( ① )は、原則として法の禁止するところであるが、法律の定める手続によつたのでは、権利に対する違法な侵害に対抗して現状を維持することが不可能又は著しく困難であると認められる緊急やむを得ない特別の事情が存する場合においてのみ、その必要の限度を超えない範囲内で、例外的に許される。
- (2) 未成年者は、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為は、法定代理人の同意を要しない。このことから、未成年者が貸付金の返済を受ける行為は、取り消すことが( ② )。
- (3) 抵当権は、対象物の( ③ )を抵当権設定者に認めている。ただ、抵当権設定者が抵当権設定登記後占有を許した場合に、占有権原の設定に競売妨害の目的が認められ、その占有によって抵当不動産の交換価値の実現が妨げられ、抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となっているような場合には、抵当権に基づく( ④ )として、その状態の排除を求めることができる。
- (4) 債権者代位権を行使する場合に、債権者が第三債務者に対する訴訟を提起するような場合には債務者に( ⑤ )が必要であるが、登記請求権のようにその保全の必要性が債務者の( ⑤ )と関係のない場合には、この要件は不要である。
- (5) 殺人事件の加害者が死体を隠匿したために、被害者の相続人が死亡の事実を知ることができず、相続人が確定しないまま殺害の時から20年が経過した場合において、相続人確定時から6ヶ月以内に権利が行使されたときは、( ⑥ )の規定にかかわらず、不法行為に基づく( ⑦ )は消滅しない。
- (6) 男女が共同して生活する場合には、これを内縁であるとか、同棲であるということがある。これは男女に( ⑧ )があるかどうかによって、決まる。
- (7) 遺産分割の効果は、( ⑨ )から生じる。相続開始から遺産分割までの間に、遺産である賃貸不動産から生じた賃料債権は、各共同相続人が( ⑩ )に権利を取得する。

【第2問】 次の問題について、解答しなさい(各問とも解答用紙各10行以内で記入すること。)(各20点)

- (1) 背信的悪意者とは何かについて説明した上で、背信的悪意者からの転得者は権利取得するかについて論じなさい。
- (2) 詐害行為取消権の法的性質について説明した上で、その議論は詐害行為取消請求のどの部分に影響するかについて論じなさい。

**【第3問】** 次の事例を読んで、各設問に答えなさい。

**【事例】**

- ① Aは、自己所有の建物（以下、「本件建物」という。）をBに次の条件で賃貸した。
- 賃料 月10万円  
支払日 毎月月末限り翌月分払い  
敷金 金30万円  
特約 無催告解除事由  
ア. 無断譲渡・転貸  
イ. 2ヶ月以上の賃料不払い
- ② Aは、Bから預かった敷金をBからの預り金として、帳簿に記載した。
- ③ Bは、Aから本件建物の引渡しを受けて、妻Cと生活を始めた。
- ④ Bが、出張中にCの過失で本件建物を毀損した。

**設問1** Aは、Bに対して本件建物の毀損について、どのような請求をすることができるか。  
(10点)

⑤ ①②③の事実に加えて、Aが本件建物をDに譲渡した。

**設問2** (1) この場合に、AとBとの賃貸借関係はどのようになるか。(10点)

(2) Bが本件建物利用を終了して、本件建物を明け渡した場合、誰に対して敷金返還請求権を行使することになるか。(10点)

(3) Dは、Bに対して賃料を請求しようと考えている。DはBの賃借権を認めて、賃料を請求するのであるから、本件建物所有権の帰属を争うものではなく、對抗要件としての登記は不要であり、AからBに対する通知で足りると考えている。このDの主張の当否について論じなさい。(10点)

以上